

新制度幼稚園保育料【平成 30 年度】

(幼稚園および認定こども園の1号認定者)

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分			国基準	利用者負担額 (教育標準時間)	
国階層	町階層	定義		1号認定	
第1	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	
第2	B1	B2階層のうち母子世帯及び父子世帯並びに住宅障害者(児)のいる世帯	3,000 (0)	0	
	B2	A階層を除き、当年度分の市町村民税の非課税世帯(所得割非課税世帯)		3,000	
第3	C1	A階層を除き当年度分の市町村民税課税世帯であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	10,100 (3,000)	6,300	
	C2			20,001円以上 48,600円以下	8,300
	C3			48,601円以上 77,100円以下	10,100
第4	D1		20,500	14,000	
	D2			144,001円以上 211,200円以下	16,800
第5	D3		25,700	22,000	

※保育料は保護者等の住民税課税情報をもとに決定されます。

4月～8月分	9月～3月分
平成29年度住民税	平成30年度住民税

※幼稚園年少から小学校3年までの児童から数えて、2人目(弟、妹)の利用料はこの表の金額の2分の1となります。3人目以降は無料です。